

中高層直結給水の留意事項

1 利用者への周知

下記について承諾し、利用者等に周知徹底しておいて下さい。

- (1) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。
- (2) 停電、故障等により増圧ポンプが停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。
- (3) 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。
- (4) 入館制限のある建物で、検針及び閉開栓業務で、水道局の職員が入館することがあること。
- (5) 直結と受水槽を併用する建物では、給水方式の異なる部屋では料金の算定方式が異なること。

2 断水時の対応について

計画的な断水及び緊急的な断水における増圧ポンプの停止、復旧等の保守管理は申込者（所有者）の責任において行うこと。

3 直結増圧給水に係る事項

(1) 増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について

将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、所有者の負担にて速やかに増圧ポンプを設置しなければなりません。

(2) 定期点検について

増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年に1回の定期点検を行う必要があります。

4 修繕区分

宅地内第1止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任において、すみやかに適切な措置をとる必要があります。

5 入館制限

水道局が行う水量・水圧等の調査には協力して下さい。なお、建物への入館制限を設ける場合は、水道メーターの取り替え及び計量業務に支障のないようあらかじめ鍵又は暗証番号の提示が必要です。

6 総代人について

共同住宅等で使用者が複数となる場合は、総代人の選定をお願いします。

7 所有者又は総代人の変更について

直結増圧給水装置（増圧ポンプ設置を猶予された場合を含む。）の所有者又は総代人を変更するときは、変更後の所有者、又は総代人に上記事項を継承するとともに、変更届を提出して下さい。

8 条件承諾書

中高層直結給水装置設置条件承諾書を給水装置工事申込書に添付して下さい。